

平成26年3月31日

総務大臣
新藤義孝殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷一照

答申書

平成26年1月29日付け諮問第3064号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 復興特別法人税の課税期間を一年前倒しして終了することを内容とする「所得税法等の一部を改正する法律案」が成立したことを踏まえて接続料が再算定された場合には、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の変更を認可することが適当と認められる（当審議会の考え方は別添1のとおり）。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添2のとおりである。

接続料原価

第一種指定設備管理運営費

他人資本費用

自己資本費用

利益対応税

調整額

- ・事業税
- ・地方特別法人税
- ・法人税
- ・道府県民税
- ・市町村民税
- ・復興特別法人税(2.55%→0%*)

H26年度
以降

※ 平成26年3月20日「所得税法等の一部を改正する法律案」の成立により一年前倒して終了

本件申請においては、復興特別法人税が平成26年度にも適用されることを前提に接続料が算定されているが、平成26年3月20日、「所得税法等の一部を改正する法律案」が成立し、復興特別法人税の課税期間を一年前倒して終了することが確定したため、平成26年度の接続料については、これを前提として再算定することが適当である。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備
に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方
(平成26年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定)

意見	再意見	当審議会の考え方																
<p>意見1 IGS接続機能に係る接続料原価のうち、ひかり電話網に係る原価が多くを占めている理由や、NGN分の時間比例コスト(SIPサーバ以外の設備コスト)が増加している理由を明確にすべき。</p>	<p>再意見1</p>	<p>考え方1</p>																
<p>○ 平成23年7月27日の第2回電話網移行円滑化委員会参考資料によると、既存ひかり電話網からNGNへのマイグレーションは、平成25年度に完了見込み ※1とのことでしたが、平成26年度のIGS接続機能に係る接続料原価のうち、ひかり電話網の割合は、東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」といいます。)殿で35%、西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」といいます。)殿で48%といまだに多くを占めています ※2。このように、IGS接続機能に係る接続料原価のうち、ひかり電話網に係る原価が多くを占めている理由について東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下併せて「NTT東西」といいます。)殿より示して頂くべきと考えます。その際、ひかり電話網に係る接続料原価の今後の見込みやひかり電話施設数の内訳(NGN収容・ひかり電話網収容)の推移等についても併せて提示頂き、接続料算定の透明性及び検証性を向上すべきと考えます。</p> <p>また、IGS接続機能に係る接続料原価のうち、NGN分については、回数比例コスト(SIPサーバコスト)が前年度と比較して減少している一方、時間比例コスト(SIPサーバ以外の設備のコスト)が前年度と比較して増加しています ※3。そもそも、主にIGS接続機能において使用されているSIPサーバのコストと、主にNGNに係る他の機能・サービスと共用され</p>	<p>○ 既存ひかり電話網には、一部のカスタマイズ等が必要な法人ユーザが引き続き収容されるため、平成26年度以降も使用し続ける設備が残ります。また、それ以外の既存ひかり電話網の設備は既存ひかり電話網からNGNへのマイグレーションに伴い、使用しなくなりますが、当該設備の除却については装置毎のユーザ移行が完了したことを確認しつつ実施することから、平成26年度においても当該設備の除却費が発生します。</p> <p>こうした理由から、平成26年度においても、既存ひかり電話網にもコストが発生することになっております。</p> <p>なお、費用の内訳は以下のとおりですが、既存ひかり電話網に引き続き収容されるユーザは、一部のカスタマイズ等が必要な法人ユーザに限られ、経営情報に当たるため、非開示とさせていただきます。</p> <p>《参考》IGS接続機能の原価の推移 (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="813 1230 1413 1406"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24年度 接続料</th> <th>H25年度 接続料</th> <th>H26年度 接続料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td>26,364</td> <td>23,847</td> <td>19,989</td> </tr> <tr> <td>NGN</td> <td>14,340</td> <td>13,989</td> <td>13,015</td> </tr> <tr> <td>音声利用IP網設備</td> <td>12,024</td> <td>9,858</td> <td>6,974</td> </tr> </tbody> </table>		H24年度 接続料	H25年度 接続料	H26年度 接続料	合計	26,364	23,847	19,989	NGN	14,340	13,989	13,015	音声利用IP網設備	12,024	9,858	6,974	<p>○ IGS接続機能に係る接続料原価のうち、既存ひかり電話網に係る原価が多くを占めている理由については、NTT東西から提出された再意見にあるとおり、一部法人ユーザが既存ひかり電話網を引き続き使用していること、及び使用しなくなった既存ひかり電話網設備の除却費が発生していることが挙げられる。</p> <p>また、IGS接続機能に係る接続料原価のうち、NGN分の時間比例コストが増加している理由については、NTT東西から提出された再意見にあるとおり、IP網へのマイグレーションに伴い、IGS接続機能に係るNGN分と既存ひかり電話網分を合わせた総時間比例コストは低廉化しているものの、ひかり電話ユーザの移行先であるNGNでは設備の増強が行われていることが挙げられる。</p> <p>○ マイグレーションが進展している状況においても接続料算定の透明性を確保すべきとの意見については、NTT東西から提出された再意見にあるとおり、接続料算定に係る設備区別の費用・資産、費用別内訳等について、算定根拠が開示されていることから、透明性は確保されていると認められる。</p> <p>他方、接続事業者の接続料についても透明性を確保し、適正性を検証できるようにすべきとの</p>
	H24年度 接続料	H25年度 接続料	H26年度 接続料															
合計	26,364	23,847	19,989															
NGN	14,340	13,989	13,015															
音声利用IP網設備	12,024	9,858	6,974															

ているSIPサーバ以外の設備のコストでは、後者のコストの方が、マイグレーションを進める中でより低廉化が進むものと想定されます。しかしながら、平成26年度のIGS接続機能に係る接続料においては、上述したコストの変動が発生しているため、その理由について明確にし、マイグレーションが進展している状況においても接続料算定の透明性を確保すべきと考えます。

※1 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電話網移行円滑化委員会(第2回)配布資料2-4 参考資料 P.17 「地域 IP 網から NGN 網へのマイグレーション」より
http://www.soumu.go.jp/main_content/000123465.pdf

※2 平成26年度 IGS 接続機能に係る接続料原価(括弧内は IGS 接続機能接続料原価に占める割合)

(単位:百万円)

	NGN	ひかり電話網	合計
NTT 東日本殿	13,015(65%)	6,974(35%)	19,989
NTT 西日本殿	10,095(52%)	9,283(48%)	19,378

※3 IGS 接続機能に係る NGN 分回数比例コスト及び時間比例コストの推移(括弧内は前年度比)

(単位:百万円)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
NTT 東日本殿	回数比例コスト	6,665	8,682 (+30%)	9,964 (+15%)	8,834 (▲11%)
	時間比例コスト	7,055	5,658 (▲20%)	4,025 (▲29%)	4,181 (+4%)
NTT 西日本殿	回数比例コスト	4,296	6,394 (+49%)	6,917 (+8%)	5,578 (▲19%)
	時間比例コスト	6,745	6,242 (▲7%)	4,399 (▲30%)	4,517 (+3%)

(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

IGS接続機能に係るNGN分の時間比例コストが前年度と比較して増加したのは、既存ひかり電話網からNGNへのマイグレーションを実施した影響によるものであり、IGS接続機能に係るNGN分と既存ひかり電話網分を合わせた総時間比例コスト、及び時間比例単価としては低廉化しております。

《参考》IGS接続機能に係るNGNと既存ひかり電話網の総時間比例コスト・単金の推移

	H24年度 接続料	H25年度 接続料	H26年度 接続料
時間比例コスト(百万円)	14,898	11,850	10,056
1秒あたり単金(円/秒)	0.014970	0.011947	0.009886

NGNの接続料の料金算定については、「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」における審議を踏まえ整理された算定方法に則っており、当社は算定に係る設備区分別の費用・資産、費用別内訳等について算定根拠を開示していることから、現在でも透明性は十分に確保されていると考えます。

一方、意見を提出された事業者の接続料については、総じて当社のIGS接続機能の接続料と比較して高止まりしております。

「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」(平成24年7月27日)に示されているとおり、事業者間協議に当たっては、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者の間で合理的な理由無く差が生じないようにすべきところではありますが、意見を提出された事業者においては、当社が算定根拠の開示を再三求めているにもかかわらず、一切情報を開示いただけない状況であることから、自らが設定する接続料の透明性の向上

再意見については、一般論として、接続料算定の適正性・透明性は、指定設備設置事業者であるか否かにかかわらず確保されるべきものであることから、接続料算定に係る協議においては、経営上の秘密にも配慮しつつ、双方において必要な情報提供を行うことが望ましい。

に取り組んでいただきたいと思います。

なお、それでも情報開示をいただけない場合は、総務省において、こうした事業者の接続料について透明性を確保し、適正性を検証できるよう、算定根拠に係る情報開示の程度を更に高めるための必要な措置を講じていただきたいと思います。

(NTT東日本)

○ 既存ひかり電話網には、一部のカスタマイズ等が必要な法人ユーザが引き続き収容されるため、平成26年度以降も使用し続ける設備が残ります。また、それ以外の既存ひかり電話網の設備は既存ひかり電話網からNGNへのマイグレーションに伴い、使用しなくなりますが、当該設備の除却については装置毎のユーザ移行が完了したことを確認しつつ実施することから、平成26年度においても当該設備の除却費が発生します。

こうした理由から、平成26年度においても、既存ひかり電話網にもコストが発生することになっております。

なお、費用の内訳は以下のとおりですが、既存ひかり電話網に引き続き収容されるユーザは、一部のカスタマイズ等が必要な法人ユーザに限られ、経営情報に当たるため、非開示とさせていただきます。

《参考》IGS接続機能の原価の推移

(単位:百万円)

	H24年度 接続料	H25年度 接続料	H26年度 接続料
合計	26,760	23,692	19,378
NGN	12,636	11,316	10,095
音声利用IP網設備	14,124	12,376	9,283

IGS接続機能に係るNGN分の時間比例コストが前年度と比較して増加したのは、既存ひかり電話網からNGNへのマイグレーションを実施した影響によるものであり、IGS接続機能に係るNGN分と既存ひかり電話網分を合わせた総時間比例コスト、及び時間比例単価としては低廉化しております。

《参考》IGS接続機能に係るNGNと既存ひかり電話網の総時間比例コスト・単金の推移

	H24年度 接続料	H25年度 接続料	H26年度 接続料
時間比例コスト(百万円)	18,592	14,944	12,424
1秒あたり単金(円/秒)	0.021174	0.017240	0.014214

NGNの接続料の料金算定については、「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」における審議を踏まえ整理された算定方法に則っており、当社は算定に係る設備区分別の費用・資産、費用別内訳等について算定根拠を開示していることから、現在でも透明性は十分に確保されていると考えます。

一方、意見を提出された事業者の接続料については、総じて当社のIGS接続機能の接続料と比較して高止まりしております。

「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」(平成24年7月27日)に示されているとおり、事業者間協議に当たっては、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者の間で合理的な理由無く差が生じないようにすべきところではありますが、意見を提出された事業者においては、当社が算定根拠の開示を再三求めているにもかかわらず、一切情報を開示いただけない状況であることから、自らが設定する接続料の透明性の向上

	<p>に取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>なお、それでも情報開示をいただけない場合は、総務省において、こうした事業者の接続料について透明性を確保し、適正性を検証できるよう、算定根拠に係る情報開示の程度を更に高めるための必要な措置を講じていただきたいと思います。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
<p>意見2 NGNはボトルネック設備と一体で構築される第一種指定電気通信設備であるため、本来は他事業者による利用を当初から想定し、追加的な網改造費を要さずに接続可能なものとして構築されるべきであり、NTT東西と他事業者の同等な利用環境が担保されることが必要。</p>	<p>再意見2</p>	<p>考え方2</p>
<p>○ NGNイーサネット接続機能については、他事業者との接続を想定しない前提で設計されていることにより、他の事業者が新たに接続を行うにあたって、これまでと同様に、多額の網改造費等の負担を要する状況にあります。</p> <p>(中略)</p> <p>NGNはボトルネック設備と一体で構築されている第一種指定電気通信設備であり、本来は他の事業者が利用することを当初から想定し、追加的な網改造費を必要とせず他の事業者が接続可能な網として構築されるべきであり、NTT東・西と他の事業者の同等な利用環境が担保されることが必要です。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ 当社は、イーサネットサービスとの相互接続について、NGNのサービス開始以前に、インタフェース条件や接続条件を事前に公表する等、当社と他事業者との接続の同等性確保に努めてきたところです。</p> <p>ご意見にあるような、当社において、他事業者からどのような機能をどのようなインタフェースで接続したいのか具体的な要望もない中で、他事業者が利用する機能を想定することは困難です。仮に、具体的な要望もない中で、当社が他事業者の要望を想定し開発を行った場合には、実際には利用されることのない機能まで開発を行うことになりかねず、いたずらに開発コストが嵩むことで非効率なネットワークとなり、結果として低廉なサービスの提供に支障を来すこととなります。従って、個別の事業者要望に基づき、個別機能を具備するために要した費用については、当該機能をご要望される事業者に負担していただかざるを得ない</p>	<p>○ 平成22年3月29日付け当審議会答申で示したとおり、NGNが当初実装していない接続機能を追加するためにネットワーク改修等が必要な場合において、当該機能が基本的な接続機能に該当する場合には、その費用を接続料原価に算入することが適当であり、接続事業者が個別的に用いる機能に該当する場合には、接続事業者の個別負担となる網改造料として費用回収することが適当である。</p> <p>NGNイーサネット接続料に関しては、平成23年3月29日付け当審議会答申において、PVCタイプを実現するために必要なシステム改修に係る費用は「PVCタイプを利用する接続事業者において網使用料(加算料等)として負担する」との整理が行われている。</p>

	<p>ものと考えます。</p> <p>なお、以前にも同様のご意見をいただいておりますが、審議会の答申(平成23年3月29日)においても、PVCタイプを実現するために必要なシステム改修に係る費用をご負担いただくことは一定の合理性があるものとして認められているところです。</p> <p>(NTT東西)</p> <p>○ KDDI 株式会社殿の意見に賛同します。英国をはじめとした欧州各国では、規模の大小に係らず、ドミナント事業者を含む全ての事業者が同等の条件で同等のサービスを提供できるレプリカビリティの原則が確保されており、事業者間で公平な競争が行われています。日本においても同様に公平な競争が行われるよう、本年2月に情報通信審議会に設置された「2020-ICT 基盤政策特別部会」において、ドミナント事業者と接続事業者間の同等性確保について検討頂きたいと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見3 NGNイーサネット接続機能について、競争事業者とNTT 東・西利用部門との間や、NTT コミュニケーションズ等のNTT グループ会社が卸役務として利用する場合とで、コスト負担の公平性が十分に担保されているか検証すべき。</p>	<p>再意見3</p>	<p>考え方3</p>
<p>○ また、NTTコミュニケーションズは、NTT東・西からNGNのイーサネットサービスの卸を受けて自社のイーサネットサービスを提供していますが、卸サービスの料金については相対で設定されており、その水準は明らかにされているわけではありません。</p> <p>当該機能を利用する際、競争事業者とNTT東・西利用部門との間や、NTTコミュニケーションズ等のNTTグループ会社が卸役務として利用する場合と</p>	<p>○ イーサネットサービスは、他事業者も自らのネットワークを構築して独自のサービスを展開する等、熾烈な競争状況にあり、当社もそのような状況の中で相対契約による競争を行っているため、当社の料金水準はまさに経営情報そのものであることから、明らかにすることはできません。</p> <p>こうした中で、NTTコミュニケーションズとも相対</p>	<p>○ NTT東西が、特定の電気通信事業者に対して他の電気通信事業者と比べて有利な条件で卸電気通信役務を提供する場合には、電気通信事業法及び「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(平成24年4月改定)に照らして、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第30条第3項第2号に抵触するおそれがある。これに対し、NTT東西は、再意見にあるとおり、他事業</p>

<p>で、コスト負担の公平性が十分に担保されているかが重要です。 (KDDI)</p>	<p>契約によりユーザサービスを提供しているところですが、他の事業者からもユーザとしてサービスを提供して欲しいとの要望があれば、提供規模や期間等に応じて、同等の取引条件によりサービス提供させていただく考えです。 (NTT東西)</p>	<p>者から卸役務としてイーサネットサービスの提供要望があれば、提供規模や期間等に応じて、同等の取引条件によりサービスを提供するとしており、総務省においては、状況を注視することが適当である。</p>
---	---	---